

道央自動車道

R 9 北広島管内舗装補修工事

特記仕様書

令和8年8月

東日本高速道路株式会社 北海道支社

北広島管理事務所

目 次

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員及び主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 工事用地等に関する事項	3
6. 仮置場に関する事項	3
7. 関連施設その他との関係	4
8. 作業日及び作業期間に関する事項	4
9. 工期に関する事項	7
10. カーボンニュートラル推進工事	7
11. 関連工事に関する事項	8
12. 工程表及び履行報告に関する事項	9
13. 貸与品に関する事項	10
14. 残存物件の処理に関する事項	11
15. 保安に関する事項	11
16. 環境保全に関する事項	14
17. 建設副産物に関する事項	14
18. 補完検査に関する事項	16
19. 部分使用に関する事項	17
20. 現場環境改善に関する事項	17
21. 工事用プレートに関する事項	18
22. 道路構造物点検の実施	18
23. 工事変更等検討会の設置	19
24. 工事細部に関する事項	19
25. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	38
26. 熱中症予防に係る対策費用について	38
27. クマ対策に係る費用	39
28. 快適トイレ	40
29. 補足事項	41

様式－	1	・ ・ ・ ・ ・	不動産貸付申請書
様式－	2	・ ・ ・ ・ ・	工程表
様式－	3	・ ・ ・ ・ ・	工事工程報告
様式－	4	・ ・ ・ ・ ・	残存物件調書
様式－	5	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費計画書の提出について
様式－	6	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用に関する協議書
様式－	6 (別添)	・ ・ ・ ・ ・	変更間接工事費計画書
様式－	7	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用見積書
様式－	8	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用同意書
様式－	9	・ ・ ・ ・ ・	カーボンニュートラル施工計画書（工事实績評価型）
様式－	10	・ ・ ・ ・ ・	カーボンニュートラル施工計画書
様式－	11	・ ・ ・ ・ ・	熱中症対策実施報告書の提出について
別添－	1	・ ・ ・ ・ ・	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－	2	・ ・ ・ ・ ・	施工確認願（車両後退時の通信方法）

1. 工事概要

1-1 工事名

道央自動車道 R 9 北広島管内舗装補修工事

1-2 道路名

道央自動車道

道東自動車道

日高自動車道

1-3 工事箇所

道央自動車道	自)	北海道室蘭市崎守町	(KP S 120.2)
		(緯度 42° 23' 14" , 経度 140° 58' 13")	
	至)	札幌市白石区北郷	(KP S 2.0)
		(緯度 43° 3' 34" , 経度 141° 25' 31")	
道東自動車道	自)	北海道千歳市上長都	(KP E 0.0)
		(緯度 42° 50' 43" , 経度 141° 35' 7")	
	至)	北海道勇払郡むかわ町	(KP E 56.5)
		(緯度 42° 55' 9" , 経度 142° 11' 46")	
日高自動車道	自)	北海道苫小牧市字植苗	(KP 0.0)
		(緯度 42° 42' 35" , 経度 141° 39' 7")	
	至)	北海道苫小牧市字柏原	(KP 7.9)
		(緯度 42° 40' 20" , 経度 141° 44' 16")	

1-4 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-5 3 「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項には、本特記仕様書 1-3 「工事箇所」の記載内容を入力することとする。

2. 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 8 年 7 月版とする。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版を適用するものとする。

3. 監督員及び主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書 1-6-1 「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく説明先及び同法第 18 条第 1 項の規定に基づく報告先

(17)本特記仕様書 2-9-5 「間接工事費の変更」の規定に基づき行う工事費構成内訳書の提

示、実績変更対象費の増加費用の協議、決定、通知

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 (2) のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項。

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	安全教育の提出先
19-3-3	交通規制計画	交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格

主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

- (1) 主任（監理）技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（舗装工事業）に係る資格を有するものであること。
- (2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4-2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成 23 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書 4-1 (1) に示す資格を有しているものでなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）

（工事経験）

高機能舗装（排水性舗装を含む）工事

4-3 監理技術者の専任義務の緩和について

- (1) 共通仕様書 1-7-3 (4) 5) に記す特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

《対象範囲》

登別室蘭 IC から札幌南 IC、苫小牧東 IC から沼ノ端西 IC 及び千歳恵庭 JCT から夕張 IC を通過する市町村（登別市、白老町、苫小牧市、千歳市、恵庭市、北広島市、札幌市、安平町、由仁町、栗山町及び夕張市）

- (2) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。
- (3) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して、共通仕様書 1-7-3-(4) 8) で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

- (1) 共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は、下表のとおりとする。なお、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。

所在地	①登別市中登別町（登別東 I C 管理用敷地） ②苫小牧市字高丘（苫小牧中央 I C 管理用敷地） ③千歳市平和（新千歳空港 I C 管理用敷地） ④千歳市泉沢（千歳 I C 管理用敷地） ⑤勇払郡安平町追分美園（追分町 I C 管理用敷地）
敷地面積	① 登別東 I C : 約 200 m ² ② 苫小牧中央 I C : 約 400 m ² ③ 新千歳空港 I C : 約 200 m ² ④ 千歳 I C : 約 200 m ² ⑤ 追分町 I C : 約 200 m ²
使用用途	①③⑤工事用機械の作業基地として使用するもの。 ②工事用機械の作業基地及び汚濁水処理施設置場として使用するもの。 ④工事用機械の作業基地及び仮置き場として使用するもの。
期間	工事開始から工期末までの日とする。

- (2) 受注者は、前項の工事用地等を使用する場合には、東日本高速道路(株) 北海道支社北広島管理事務所長に不動産貸付申請書（様式-1）を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を北広島管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は無償とする。

6. 仮置場に関する事項

6-1 仮置場

6-1-1 仮置場の位置

仮置場は、「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに仮置可能量は下表のとおりとする。

番号	名称	地先名	仮置可能量	摘要
①	千歳 I C 仮置場	道央自動車道 S-35.3KP	約 10 m ³	a) 道央自動車道 下り線の伸縮装置取替のはつり処理で発生するコンクリート塊 b) 輪厚 P A（下り線）歩道改良の舗装取壊工で発生するアスファルトコンクリート塊（ロードヒーティング含む）、建設混合廃棄物

6-1-2 仮置場の施工計画

受注者は、仮置場の使用に先立ち搬入・搬出時期、方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

6-1-3 補償費等

本特記仕様書 6-1-1 「仮置場の位置」に示す仮置場の補償費等は、無償とする。

6-1-4 その他

受注者は、仮置き完了後に監督員に通知し、後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりである。

7-1 規制関係

道路名	管理者名	摘要
道央自動車道 日高自動車道 道東自動車道	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。

7-2 電力・通信施設関係

位置	施設等名	管理者名	摘要
道央自動車道 登別室蘭 I C ～北広島 I C 道東自動車道 千歳恵庭 J C T ～夕張 I C 日高自動車道 苫小牧東 I C ～沼ノ端西 I C	光通信ケーブル メタル通信ケーブル 電源ケーブル	KDD I (株) 東日本高速道路(株) 東日本高速道路(株)	土工部 路肩 中央分離帯埋設 橋梁部 地覆埋設及び添架
道央自動車道 輪厚 P A (下り線)	ロードヒーティング (ヒートパイプ式)		土工部 地中埋設

7-3 その他

受注者は、上記以外の埋設物等を発見したときは、監督員に通知し、その指示に従わなければならない。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 冬季休止期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、工期内の 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間は冬季休止期間として、現場の作業を行ってはならない。やむを得ず現場の作業を行う必要がある場合、受注者は作業理由とその施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。監督員は提出された冬季休止期間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。

なお、受注者の事由により冬季休止期間中に現場の作業を行った場合の増加費用については、

すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとするが、監督員が冬季休止期間中の現場の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

8-2 作業期間

共通仕様書 1-13 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。なお、この期間に変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。なお、記載している期間は現時点での予定期間であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

期 間	区 間	摘 要
令和9年4月下旬～5月上旬のうち14日間 (大型連休)	道央自動車道 登別室蘭 I C～札幌南 I C 道東自動車道	交通規制を 伴う作業
令和9年8月上旬～8月下旬のうち14日間 (夏季混雑期)	千歳恵庭 J C T～夕張 I C 日高自動車道 苫小牧東 I C～沼ノ端西 I C	

8-3 夜間作業

夜間作業と指定した項目及び交通規制可能時間が夜間を指定している施工箇所の作業及び関連する作業については、共通仕様書 1-13 「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

8-4 昼夜連続交通規制内作業

単価表の項目で昼夜間連続交通規制内作業と指定した項目に関連する作業については、共通仕様書 1-13 「作業日」の規定にかかわらず、昼夜連続交通規制内作業を行うことができるものとする。ただし、昼夜連続交通規制内において、夜間作業を行う場合においては、事前に監督員の確認を得るものとする。なお、受注者の責によらない理由により夜間作業に変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

8-5 通行止め等による工事予定

通行止め等による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。なお、受注者の責によらない理由により予定日数が変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(1) 通行止め予定

道路名	施工箇所	予定時期	施工日数	通行止め 実施工事
道東自動車道	千歳恵庭 J C T～追分町 I C (上下線)	令和9年8月下旬頃	2日間 (5日間)	他工事
	追分町 I C～夕張 I C (上下線)	令和9年8月下旬頃	2日間 (5日間)	

※ () は、通行止め予定日数を示す

(2) ランプ閉鎖予定

道路名	施工箇所	予定時期	閉鎖日数	ランプ閉鎖 実施工事
道央自動車道	千歳 I C 上り線 オフランプ	令和 9 年 6 月下旬頃	2 日間	本工事

8-6 交通規制可能時間

下表に示す項目の施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期又は途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、そのおそれがある場合や交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。

これらの措置に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

輪厚 P A 歩道改良は交通規制を実施しないが、作業可能時間は 20 時～翌 6 時とする。

(1) 本線部の規制

単価表の主な項目	上下別	施工区間	交通規制 可能時間帯	摘要
・切削オーバーレイ工 ・路面標示工	上下線	道央自動車道 登別室蘭 I C ～新千歳空港 I C 日高自動車道 全線	日の出～日没	—
・切削オーバーレイ工 ・路面標示工 ・伸縮装置取替	上り線	道央自動車道	12:00～翌 6:00	—
	下り線	新千歳空港 I C～札幌南 I C	20:00～翌 14:00	—
・切削オーバーレイ工 ・路面標示工 ・床版防水工 ・床版上面の断面修復工 ・コンクリート除去工 ・縁石工 ・撤去工	上り線	道央自動車道 登別東 I C～白老 I C	終日可能	連続車線規制

(2) 通行止め等の規制

単価表の項目	施工区間	通行止め及び ランプ閉鎖時間帯	摘要
・切削オーバーレイ工 ・路面標示工	道央自動車道 千歳 I C 上り線 オフランプ	22:00～翌 5:00	—
・切削オーバーレイ工 ・路面標示工 ・開口部設置工	道東自動車道 千歳恵庭 J C T～夕張 I C	22:00～翌 5:00	—

9. 工期に関する事項

9-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

・余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

9-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

10. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事実績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

10-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式-9）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

10-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式-10）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するも

のとする。

10-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（１）本工事で行う取り組み

（２）次のいずれかを行う取り組み

- ・CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
- ・CO2 の吸収に寄与する取り組み
- ・CO2 の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み

（４）本工事において実施が確認できる取り組み

（５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

10-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書10-1「技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い」及び10-2「契約締結後の取り組みの提案」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書10-3「評価対象となる取り組み」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書10-2「契約締結後の取り組みの提案」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

10-5 履行確認

（１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19、20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

（２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

10-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

11. 関連工事に関する事項

11-1 対象工事

契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。なお、下表に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から連絡するものとする。このほか、東日本高速道路㈱北海道支社北広島管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事の受注者と調整することとする。

工事名	主な 関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
北広島管内 道路保全工事業務	交通規制、 工事区間の重複	通年	東日本高速道路 (株)	(株)ネスコ・ メンテナンス北海道
道路詳細点検業務	交通規制、 工事区間の重複	通年	東日本高速道路 (株)	(株)ネスコ・ エンジニアリング 北 海道
施設保全工事業務				
施設保全管理業務				
管理施設保全工事業務	交通規制、 工事区間の重複	通年	東日本高速道路 (株)	(株)ネスコ 東日本エンジニア リング
道央自動車道 ママチ川橋床版取替工事	交通規制、 工事区間の重複	令和3年12月24日～ 令和9年3月27日	東日本高速道路 (株)	戸田建設(株)
道央自動車道 茂漁川橋床版取替工事	交通規制、 工事区間の重複	令和7年3月20日～ 令和12年2月21日	東日本高速道路 (株)	戸田建設(株)
道央自動車道 苫小牧川橋床版取替工事	交通規制、 工事区間の重複	令和7年6月24日～ 令和11年4月3日	東日本高速道路 (株)	オリエンタル 白石(株)
道央自動車道 北広島管内通信管路設置 工事	交通規制、 工事区間の重複	令和8年2月13日～ 令和10年8月30日	東日本高速道路 (株)	山和建設(株)
北海道支社管内 伝送設備更新工事	工事区間の重複	令和7年3月1日～ 令和12年4月3日	東日本高速道路 (株)	富士通(株)
道央自動車道 苫小牧東 I C トールゲー ト改築工事	交通規制、 工事区間の重複	令和7年1月29日～ 令和9年10月15日	東日本高速道路 (株)	(株)ポリマー工 業
北海道支社管内 可変式道路情報板設備更 新工事	交通規制、 工事区間の重複	令和7年1月17日～ 令和10年1月31日	東日本高速道路 (株)	星和電機(株)

1 1 - 2 夜間通行止めにおける留意事項

夜間通行止めにおける作業は、同一規制内で作業となるため、近接箇所での作業、工事用車両の通行等について、上記に示す工事関係者と事前に綿密な調整を行い、安全に留意し作業しなければならない。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1 - 1 9 - 2 「工程表の提出」及び 1 - 1 9 - 3 「履行報告」に規定する工程表（様式 - 2、3）の記入方法は下記のとおりとする。

1 2 - 1 共通仕様書 1 - 1 9 - 2 「工程表の提出」に規定する工程表

- (1) 準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
アスファルト舗装改良工	切削オーバーレイ工（B - 1 を除く）
床版防水工	切削オーバーレイ工 B - 1、床版防水工、床版防水記録表、床版上面の断面修復工、コンクリート除去工、縁石工、撤去工
構造物保全工	伸縮装置取替 E（S = 2 0 mm、4 0 mm）
歩道改良	舗装工、舗装取壊工
雑工	上記以外

1 2 - 2 共通仕様書 1 - 1 9 - 3 「履行報告」に規定する工程表

上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- (2) 計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。
- (3) 当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。

1 3. 貸与品に関する事項

1 3 - 1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に機械を使用してはならない。

品名	品質 (規格)	数量	引渡し場所及び 引渡し時期	貸与期間
交通規制標識類	規制・警戒標識 (高輝度)	1 規制分	北広島管理事務所 必要の都度	工事期間中 (冬季休止期間除く)

交通規制に使用する上記以外の規制材（標識車、矢印板、ラバコーン、自発光式回転灯、ロボット誘導員、進入車両強制停止装置、夜間規制用資材及びその他必要な機材等）は受注者が用意するものとするが、その費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 3 - 2 貸与品に関する費用

現場修理及び管理に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1.4. 残存物件の処理に関する事項

1.4-1 発生する残存物件と処理方法

本工事で発生する残存物件及び処理方法は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式－４）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	規格等	単位	概算数量	処理方法
伸縮装置	－	t	4	売却追加予定 発生場所：工事施工箇所

1.4-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1.4-1 「発生する残存物件と処理方法」で示した残存物件について受注者による売却処分及び売却処分場への運搬処理を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1.5. 保安に関する事項

1.5-1 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1.5-2 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、「施工確認願（車両後退時の通信方法）」（別添－２）を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1.5-3 標識等の設置

共通仕様書 1-25-1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の安全施設を設置するものとする。

また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤進入による事故を防止するため、交通規制テープ一部に設置する矢印板においては高輝度反射式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内の工事箇所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の措置を講じるものとする。

なお、危険車両対策として実施する高輝度反射式の矢印板、進入車両強制停止装置の費用は関係する単価に含むものとし、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスルについては諸経費に含むものとする。

また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。
 なお、この場合の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 5 - 4 交通規制

- (1) 交通規制は本特記仕様書 2 4 - 7 「交通規制工」によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価項目	備考
交通規制工 車線規制 A	切削オーバーレイ工 A-1、路面標示工	道央自動車道 上下線 (登別室蘭 I C ~ 新千歳空港 I C) 日高自動車道 上下線
交通規制工 車線規制 B	伸縮装置取替 E (S = 2 0 mm、4 0 mm) A	道央自動車道 上り線 (新千歳空港 I C ~札幌南 I C)
交通規制工 車線規制 C	切削オーバーレイ工 A-2、路面標示工、 伸縮装置取替 E (S = 2 0 mm、4 0 mm) B	道央自動車道 下り線 (新千歳空港 I C ~札幌南 I C)
交通規制工 車線規制 D 1 車線規制 D 2 車線規制 D 3	—	事前調査
交通規制工 連続車線規制 A 連続車線規制 B	切削オーバーレイ工 B-1、床版防水工、床版防水記録表、路面標示工、床版上面の断面修復工、コンクリート除去工、縁石工、撤去工	—
交通規制工 ランプ閉鎖規制 A	切削オーバーレイ工 A-4、路面標示工	—

- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

1 5 - 5 交通保安員の配置

受注者は、本特記仕様書 2 4 - 7 - 2 「交通保安要員」及び設計図に示すとおり、交通保安要員を配置しなければならない。

1 5 - 6 安全管理の強化

1 5 - 6 - 1 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事の状況に置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改

善すること。

1 5 - 6 - 2 リスクアセスメント

工事の施工内容や施工環境の変化等に応じて、適宜、リスクアセスメントを設定（見直し）し、その結果に基づき、設計条件・施工条件・管理方法に対して必要な対策を講ずること。また、新たに入所する作業班への引継ぎについても元請会社がその都度確実に実施すること。

特に供用道路、鉄道、家屋等に近接する第三者被害を伴う災害リスクが大きい工事や高速道路の規制を伴う工事は、事故発生の影響を考慮して適切なリスク評価を行うこと。

1 5 - 6 - 3 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差又は近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底すること。

1 5 - 6 - 4 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、元請会社が確実に実施すること。

1 5 - 7 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

1 5 - 8 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 5 - 8 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設又は添架されている光通信ケーブル等管路（以下、「光ケーブル等」という。）の損傷事故を防止するために光ケーブル等との近接箇所の工事の施工にあたっては、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下、「光通信マニュアル」という。）に基づき、万全の措置を講じなければならない。

1 5 - 8 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光ケーブル等の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光通信マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 5 - 8 - 3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 5 - 9 保安に関する費用

- （1）本特記仕様書 1 5 - 2 「工事用車両後退時の安全対策」に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

- (2) 本特記仕様書 15-4、5 に要する費用は単価表の項目で支払いを行うものとする。15-6、7、8 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (3) 受注者は、本特記仕様書 15-5 「交通安全要員の配置」に記載されている「本特記仕様書 24-7-2 及び設計図」以外の箇所であっても、必要がある場合は交通安全要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通安全要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

16. 環境保全に関する事項

16-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

16-2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

16-3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

16-4 汚濁水処理

ウォータージェット等により生ずる汚濁水は、関係法令等に従って適切に処理を行うものとする。また、受注者は汚濁水の処理方法について計画書を監督員に提出するものとする。

汚濁水の処理に必要な汚濁水処理施設（鋼製タンク等）等に必要な費用及び汚濁水処理施設で最終的に発生する建設汚泥の処分費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

16-5 環境保全に関する費用

本特記仕様書 16-4 「汚濁水処理」に必要な費用を除く、環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

17. 建設副産物に関する事項

17-1 建設副産物の活用等

- (1) 共通仕様書 1-28 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
アスファルトコンクリート塊 (切削廃材、歩道取壊、伸縮装置取替)	舗装改良工施工範囲 長都川橋（上下線） 輪厚 P A（下り線）	約 1,300 t	再資源化施設へ搬出 (有償)
アスファルトコンクリート塊 (歩道取壊(ロードヒーティング含む))	輪厚 P A（下り線）	約 10 t	最終処分場へ搬出 (有償)
コンクリート塊（無筋） (伸縮装置取替、コンクリート除去工、撤去工)	萩野橋（上り線） 長都川橋（上下線）	約 20 t	再資源化施設へ搬出 (有償)

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊（研掃材含む）	萩野橋（上り線）	—	—
建設汚泥（コンクリート除去工）	萩野橋（上り線）	—	—
建設混合廃棄物 （樹脂舗装（アスファルト塊含む））	輪厚P A（下り線）	約 20 t	最終処分場へ搬出 （有償）

（２）再資源化（最終処分）をする施設名称及び所在

建設副産物	施設名称	所在地	受入条件
アスファルトコンクリート塊 （切削廃材、歩道取壊、伸縮装置取替）	イブリアスコン 共同企業体	登別市大和町 1-8-7	受入曜日：月～土 （第 1、2、4 土曜は休） 受入時間：8：00～17：00 （夜間は事前協議により可）
	道路建設(株)	苫小牧市字 沼ノ端2-30	受入曜日：月～金 受入時間：8：00～17：00 （夜間は事前協議により可）
	(株)道央道路工業	恵庭市盤尻1	受入曜日：月～土 受入時間：8：30～17：00 （夜間は事前協議により可）
アスファルトコンクリート塊 （歩道取壊（ロードヒーティング含む））	(株)アビーロード	白老郡白老町 字竹浦426	受入曜日：月～土 （第 2 土曜は休） 受入時間：7：30～17：00 小割条件 15 cm以内
コンクリート塊（無筋） （伸縮装置取替、コンクリート除去工、撤去工）	(株)アールアンドイー	登別市 富浦町 223-1	受入曜日：月～土 受入時間：8：00～17：00 小割条件 30 cm以内
	道路運輸(有)	恵庭市牧場 219-1	受入曜日：月～土 受入時間：8：30～17：00 小割条件 30 cm以内
コンクリート塊（研掃材含む）	未定	—	—
建設汚泥（コンクリート除去工）	未定	—	—
建設混合廃棄物 （樹脂舗装（アスファルト塊含む））	(株)アビーロード	白老郡白老町 字竹浦 426	受入曜日：月～土 （第 2 土曜は休） 受入時間：7：30～17：00 小割条件 15 cm以内

記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

(3) 研掃材を含むコンクリート塊及び建設汚泥は数量が未確定のため、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 7 - 2 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。

また、本特記仕様書 1 7 - 1 (3) により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者として協議し定めるものとする。

1 8 . 補完検査に関する事項

1 8 - 1 補完検査

補完検査とは、しゅん功検査（一部しゅん功検査を含む。以下この項において「しゅん功検査等」という。）を実施しようとする時期に、現地気象条件等により工事目的物の検査（以下この項において「現地検査」という。）の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査等に先立ち現地検査を行うものをいう。

1 8 - 2 補完検査の実施

補完検査は、現地気象条件等により現地検査の実施に支障等が生じることが予想され、しゅん功検査の場合にあつては共通仕様書 1 - 4 5 - 2 「工事しゅん功届提出の要件」（1）及び（2）、一部しゅん功検査の場合にあつては共通仕様書 1 - 4 6 - 2 「工事一部しゅん功届提出の要件」（1）及び（2）の条件を満たすと監督員が判断し、補完検査の実施について監督員から受注者に対して協議を行い、受注者が同意した場合に実施できるものとする。

1 8 - 3 検査日及び検査員名の通知

監督員は、補完検査の実施について受注者の同意が得られた場合は、補完検査に先立って受注者に対して、検査日及び検査員名を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1 8 - 4 補完検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現地に於て確認すべき事項の検査を行う。

1 8 - 5 設計図書どおり工事が完成していない場合の取扱い

1 8 - 5 - 1 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、工期末の日（一部しゅん功検査の場合は指定部分の引渡し時期）を期限として修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りではない。

1 8 - 5 - 2 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の現地確認は監督員が行うものとし、しゅん功検査時にしゅん功検査員に報告の上確認を受けるものとする。

18-5-3 修補が完了しない場合

検査員が指示した期限の日までに修補が完了しなかった場合には、受注者はしゅん功届又は一部しゅん功届を提出してはならない。この場合、受注者は修補の完了後、監督員に現地確認を受けた後にしゅん功届又は一部しゅん功届を提出するものとする。

18-6 補完検査を実施した場合のしゅん功検査

18-6-1 工事しゅん功届、工事一部しゅん功届提出の要件

補完検査を実施した場合は、共通仕様書1-45-2「工事しゅん功届提出の要件」及び1-46-2「工事一部しゅん功届提出の要件」に規定する満たすべき要件に下記を追加する。

- ・補完検査において修補の指示を受けた場合は、その修補が完了していること。

18-6-2 しゅん功検査の内容

補完検査を実施した場合は、修補の完了確認等特別な事情がない限り現地検査は行わず、書面にて共通仕様書1-45-4「しゅん功検査の内容」及び1-46-4「一部しゅん功検査の内容」に規定する検査を行うものとする。

19. 部分使用に関する事項

19-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
・アスファルト舗装改良工及び関連項目 ・伸縮装置取替 ・歩道改良	規制開放の都度	一般の用に供するため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

(1) 部分使用検査

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。

(2) 検査実施日時

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。

(3) 検査対象工事目的物

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。

(4) 検査を実施するもの

別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかのもの。

20. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	環境対策の充実	工事現場周辺の生活環境への配慮等を実施するものとする。（カーボンニュートラルへの取り組みを除く）
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書 28「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施案内に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設の充実	供用中の高速道路等の交通規制に係る標識等安全施設は、交通規制工に含まれているため、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
地方連携	社会貢献・地域対策費 （地域行事等の経費含む）	—

2 1. 工事用プレートに関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、工事用プレート（E T C 対応）等を受注者（現場代理人）の申請により交付する。

受注者は、工事用プレート等を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区間	備考
道央自動車道	室蘭 I C ～ 北郷 I C	工事用車両※
道東自動車道	千歳恵庭 J C T ～ むかわ穂別 I C	
日高自動車道	苫小牧東 I C ～ 沼ノ端西 I C	

※アスファルト混合物、生コンクリート、廃材を運搬する車両、工事規制の設置・撤去に関わる標識車、規制資材運搬車、質量 20 t 以上の建設機械の運搬車、質量 3 t 以上の建設機械の作業基地から現地までの運搬車を対象とする。連絡車（現場代理人等の現場管理する技術者の車両及び現地までの労務員の輸送に使用する車両）の有料料金については諸経費に含むものとし、指定のない工事材料を運搬する車両の有料道路料金については関連する単価表の項目に含むものとする。

2 2. 道路構造物点検の実施

受注者は、「保全点検要領 構造物編（令和 8 年 4 月）」（以下「点検要領」という。）及び監督員の指示に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

2 2－1 点検の対象

共通仕様書 1－17－3「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、点検要領 第 1 編 第 4 章「点検の対象構造物」に基づき、橋梁（伸縮装置）とする。

2 2－2 点検方法

点検は、点検要領 第 2 編 第 1 章「初期点検」に基づき行うものとする。

2 2－3 点検結果の記録

点検の結果は、点検要領 第4編 第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

2 2－4 点検に関する費用

点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

2 3. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有ならびにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4. 工事細部に関する事項

2 4－1 施工計画書

共通仕様書 1－20－1「施工計画書の提出」に下記を追加する。

(16) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2 4－2 舗装工

2 4－2－1 適用すべき諸基準

共通仕様書 13－2「適用すべき諸基準」に下記を追加する。

・低速プロファイラの運用に関する補足資料（別添－1）

2 4－2－2 アスファルト舗装改良工

(1) 種別

アスファルト舗装改良工の単価表の項目の種別は、共通仕様書 13－8－4「種別」によるほか、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
切削オーバーレイ工 A－1	車線規制内において、土工部及び橋梁部等の既設舗装を路面切削機で切削した後、高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの。 (道央自動車道 上下線 登別室蘭 IC～新千歳空港 IC及び日高自動車道 上下線 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC)
切削オーバーレイ工 A－2	夜間車線規制内において、土工部及び橋梁部等の既設舗装を路面切削機で切削した後、高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの。 (道央自動車道 下り線 新千歳空港 IC～札幌南 IC)
切削オーバーレイ工 A－3	道東自動車道 夜間通行止め内において、土工部及び橋梁部等の既設舗装を路面切削機で切削した後、高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの。
切削オーバーレイ工 A－4	道央自動車道 千歳 IC上り線オフランプ夜間閉鎖規制内において、土工部の既設舗装を路面切削機で切削した後、高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの。

単価表の項目	区分内容
切削オーバーレイ工 B－1	昼夜連続車線規制内で行う舗装補修工で橋梁部の既設舗装を路面切削機及びバックホウで撤去した後、橋梁レベリング層用混合物及び高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの。

(2) 最大施工可能時間

アスファルト舗装改良工の最大施工可能時間は下表のとおりとし、原則施工日毎に毎日解放する。ただし、昼夜連続規制で施工する切削オーバーレイ工B－1はこの限りではない。

単価表の項目	最大施工可能時間	備考
切削オーバーレイ工 A－1	日の出～日没 概ね9時間	—
切削オーバーレイ工 A－2	21：30～翌6：30 概ね9時間	—
切削オーバーレイ工 A－3	23：00～翌4：00 概ね5時間	—
切削オーバーレイ工 A－4	23：00～翌4：30 概ね5.5時間	—
切削オーバーレイ工 B－1	連続規制内各層毎に必要な時間	—

(3) 設計断面

アスファルト舗装改良工の設計断面は、下記のとおりとする。

なお、新規混合物の厚さに大幅な変更が生じた場合は、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

単価表の項目	設計 切削深	設計断面に おける新規 混合物厚さ	備考
切削オーバーレイ工 A－1 A－2 A－3 A－4	4.0 cm	4.0 cm	高機能舗装Ⅱ型用混合物
切削オーバーレイ工 B－1	7.5 cm	4.0 cm	表層：高機能舗装Ⅱ型用混合物
		3.5 cm	レベリング層：橋梁レベリング層用混合物

(4) 材料及び基準

共通仕様書13－8－5「材料及び基準」に規定するアスファルト舗装改良工に使用するアスファルト、アスファルト骨材の粒度の種類及び基準は下記に示すとおりとする。各混合物

のマーシャル試験の突固め回数は両面ともに 50 回とする。

高機能舗装Ⅱ型用混合物の表面きめ深さの規定値については、舗装施工管理要領によらず 0.8 ～ 1.2 mm の管理目標値とする。

また、橋梁レベリング層用混合物の水浸ホイールトラッキング試験は、舗装施工管理要領によらず、配合設計時は決定粒度のみで実施するものとする。

単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合最大粒径	骨材の粒度の種別
切削オーバーレイ工 A-1 A-2 A-3 A-4 B-1	改質アスファルト (寒冷地域Ⅰ・Ⅱ用)	5.5%	13 mm	設計要領第一集 舗装保全編 3-5-3 表 3-2 6 「高機能舗装Ⅱ型用混合物の配合設計標準粒度範囲」
切削オーバーレイ工 B-1	改質アスファルト (一般用)	6.2%	13 mm	設計要領第一集 舗装保全編 3-5-7 表 3-4 2 「F B の配合設計標準粒度範囲」

本施工における舗装工事管理週報（管理様式-202）にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

（５）プラント

舗装施工管理要領「付録-2 プラント管理試験方法」「2. プラント計画」に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

- 1) 受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割
- 2) 自動計量装置の書き換え防止機能の有無
- 3) 受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は共通仕様書 1-30-2 「監督員の検査権等」に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、現場代理人または主任（監理）技術者が立ち会うものとする。

（６）路面切削

路面切削については、共通仕様書 1-3-8-9 「路面切削」による他、下記のとおりとする。

切削オーバーレイ工 B-1 の切削については、既設床版を傷めないように既設舗装 1 cm 程度を残して大型路面切削機で切削し、残りの舗装についてはバックホウを用いて撤去するものとする。なお、この施工方法については、積算上の条件明示であるため、受注者が提示する施工方法と異なる場合においても、設計変更の対象としない。そのため、施工方法を事前に監督員へ提出するものとする。

(7) 施工

施工目地はコールドジョイントとするが、切削オーバーレイ工B-1の施工については縦横断方向の施工目地の位置を一致させないものとする。

切削オーバーレイ工B-1の施工にあたって、壁高欄際は入念にローラー等で転圧するものとし、転圧時に床版防水の端部等を損傷させてしまった場合は速やかに補修するものとする。補修材料及び補修方法については、施工計画書に記載するものとする。

また、舗装補修箇所がインターチェンジ及び休憩施設等の流入、流出ランプに係る箇所については、一般車両の通行を妨げぬように施工区割り等を立案するものとする。

(8) 瀝青材

切削オーバーレイ工に使用する瀝青材は、共通仕様書13-8-13「瀝青材」(1)「材料」及び(2)「使用量及び散布温度」によらず下記のとおりとする。

1) 材料

タックコートに使用する材料は、次に示す規格又はこれと同等以上のものとする。

項 目	規格
タックコート	PKM-T (日本アスファルト乳剤協会規格)

2) 使用量及び散布温度

タックコートに使用する瀝青材の標準散布量及び散布温度は、共通仕様書13-8-13「瀝青材」(2)「使用量及び散布温度」によるものとする。本施工における瀝青材の使用量については、0.4L/m²以上となるように管理を行うものとする。

(9) 舗装事前調査

下記に示す1)～2)の調査に要する費用のうち、交通規制工、交通保安要員及び橋梁部レベリング層厚さ確認調査以外の費用については諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。なお、千歳IC上り線オフランプ及び道東自動車道の事前調査は、監督員による後尾警戒により実施するものとし、実施時期は監督員と協議し定めるものとする。

1) 施工範囲

施工開始前においては、設計図書及び監督員の指示に従って、設計図に示す補修範囲の舗装事前調査(施工範囲、路面損傷の状況確認等)及び写真記録を実施し、調査結果を監督員に報告するものとする。なお、監督員よりFWD測定や路面性状調査の別途指示があった場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2) 橋梁部レベリング層厚さ確認調査

切削オーバーレイ工B-1の施工に際し、事前に設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋梁の舗装体から供試体を採取し、舗装厚さの確認を行うものとする。

供試体の採取に際しては、φ10cmの供試体を非わだち部で採取するものとし、全体舗装厚さについて監督員に報告するものとする。

供試体を採取した箇所の復旧については、アスファルト混合物を使用し、舗装体として十分に機能し容易に破損しないよう入念に施工するものとする。なお、供試体の採取数量は1伸縮装置間あたり5箇所とし、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

(10) 支払

共通仕様書 13-8-16「支払」に下記を追加するものとする。

切削オーバーレイ工 B-1 の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う切削機による切削、バックホウによる橋梁レベリング層の剥ぎ取り、舗装切削材等廃材の積込、処分場までの運搬、処理、施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計等切削オーバーレイ工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目		検測の単位
13-(10) 切削オーバーレイ工		
A-1		m ²
A-2		m ²
A-3		m ²
A-4		m ²
B-1		m ²

24-2-3 床版防水工

(1) 材料

共通仕様書 13-9-3「材料」による他以下のとおりとする。

① 止水処理工

止水処理工は、橋梁レベリング層の止水目的に壁高欄端部及び伸縮装置境界にアスファルト系 L 型止水テープとし、下記に示す品質規格を満足するものとする。

1) 本体（止水処理工）

項目		規格		摘要
形状		貼り付け断面に安定して設置できるよう L 字型であること。確実に L 字型になるように、折り曲げ用のくぼみ(凹部)があること。凹部を除き、厚み 3 mm 程度、幅 100 mm 程度であること。		—
試験項目		試験法	規格値	—
性状	針入度	舗装調査・試験法便覧 A102	6 mm 以下 (円錐 25℃)	—
	流動		5 mm 以下 60℃	—
	引張量		3 mm 以上 (-10℃)	—
	軟化点	JIS K 2207	95±15℃	—
性状試験	加圧透水試験	舗装調査・試験法便覧 B017T アスファルト混合物の加圧透水試験 (ゴムスリーブ法)	締固度 96% 以上の基層用混合物を用いて、150kPa の加圧試験で 24 時間後の漏水が無いこと。	—

2) プライマー

項目	規格	摘要
不揮発分	20%以上	—
指触乾燥時間	0℃で 30 分以下 23℃で 20 分以下	—
作業性	JIS K 5600-1-1 に基づき、塗り作業に支障がないこと	—
接着性	23℃で 24 時間水浸後における接着性に支障がないこと	—

(2) 施工

共通仕様書 1 3 - 9 - 4 「施工」を下記のとおり変更及び追加するものとする。

1) 床版防水工 B 1

- ①床版防水工 B 1 の施工は、舗装施工管理要領Ⅲ - 3 - 4 「施工」の規定に従って行わなければならない。
- ②スチールショットブラスト工法は投射密度 50 k g / m²、1 回とする。ただし施工初日に記載方法で試験施工を実施し、既設タックコート等が撤去できない場合については、監督員と協議し、定めるものとする。なお、狭小部及び地覆部の下地処理はディスクサンダーによる研掃とする。
- ③スチールショットブラスト工法により発生したブラスト廃材等の処理を行うものとする。ただし、ブラスト処理に必要な費用は、処理方法を記載した計画書提出後に別途監督員と協議し定めるものとする。
- ④既設床版面の粗面となっている箇所や不陸については、プライマーモルタルによる不陸整正を行い、凹凸のないように仕上げなければならない。なお、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 4 - 2 - 4 床版防水記録表

(1) 定義

床版防水記録表とは、床版防水記録表の製作、運搬及び設置を行うことをいう。

(2) 種別

床版防水記録表の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	床版防水工施工箇所に床版防水記録表を設計図書及び監督員の指示に従って設置するもの

(3) 材料

床版防水記録表に用いる材料は、J I S H 4 0 0 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) A 5 0 5 2 P の規格に適合したものとし、表面に高耐候性フィルムの貼付けを行うものとする。なお、高耐候性フィルムの品質規格は構造物施工管理要領Ⅱ - 5 - 8 「橋名板および橋歴板」 (2) 「材料」 2) 「高耐候性フィルム」によるものとする。

また、床版防水記録表に用いる色は、白地に黒色文字とし、記載内容は舗装施工管理要領Ⅱ - 4 - 8 「記録」の規定によるものとする。また字体についてはゴシック体とする。

(4) 数量の検測

床版防水記録表の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。

(5) 支払

床版防水記録表の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う床版防水記録表の製作、運搬、設置等床版防水記録表の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	床版防水記録表	
	A	箇所

2 4－3 造園構造物

2 4－3－1 舗装工

(1) 種別

共通仕様書 1 4－7－1（2）「種別」に下記を追加する。

単価表の項目	造園施設標準図集	区分内容
インターロッキング ブロック舗装A	—	輪厚PA（下り線）歩道部にインターロッキングブロックを夜間作業で敷設するもの。

(2) 材料

共通仕様書 1 4－7－1（3）「材料」による他以下のとおりとする。

- ・敷砂は、きょう雑物を含まない荒目の砂を使用するものとする。
- ・目地砂は、シルト分並びにきょう雑物を含まない細目の砂を使用するものとする。
- ・舗装工は、厚さ60mm、曲げ強度4.9MPa以上の材料を使用するものとする。
- ・使用するインターロッキングブロックは、既設点字ブロックとの輝度比を2.0以上確保できる材料を使用するものとし、事前に監督員の確認を得るものとする。

(3) 施工

共通仕様書 1 4－7－1（4）「施工」による他以下のとおりとする。

舗装工の施工は、2色配置とし施工に先立ち、配置・配色・ブロック敷設パターン等について、事前に監督員へ確認を得るものとする。

また、施工に先立って施工範囲、支障物の確認等を行う事前調査は、原則監督員立会のもと実施するものとし、調査結果は調査完了後速やかに報告するものとする。

舗装工の施工前に施工基面の整形及び転圧を十分に行うものとする。

(4) 支払

共通仕様書 1 4－7－1（6）「支払」によらず下記のとおりにする。

舗装工の支払は、共通仕様書 1 4－7－1（5）「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基面整形、敷砂の設置、インターロッキングブロックの施工等舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目検測の単位

1 4 - (1 0)

舗装工

インターロッキングブロック舗装A

m²

2 4 - 3 - 2 舗装取壊工

(1) 定義

舗装取壊工とは、休憩施設既設歩道の樹脂舗装を切削した後、アスファルト舗装版を取り壊すものをいう。

(2) 種別

舗装取壊工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	輪厚P A（下り線）既設歩道を機械施工等により取壊しを夜間作業で行うもの（樹脂及びアスファルト舗装（既設ロードヒーティング含む） t = 100mm）
処分費	歩道舗装取壊工で発生した、建設混合廃棄物（樹脂舗装（アスファルト塊含む））の処分費用

(3) 施工

舗装取壊工の施工は、樹脂舗装を含む表面から2 cm程度を小型路面切削機により切削した後、残った既設アスファルト舗装についてはバックホウを用いて取壊すものとする。

この施工方法については、積算上の条件明示であるため、受注者が提示する施工方法と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

また、歩道舗装版の取壊しに先立ち、施工範囲外に損傷を与えないよう歩道改良箇所と既設歩道境及び既設ロードヒーティング布設範囲端部を切断するものとする。

なお、舗装取壊工にて発生する再資源化施設へ搬出するアスファルトコンクリート塊以外の建設副産物については、処分場が夜間受入れ不可であることから、本特記仕様書6-1-1「仮置場の位置」に示す仮置場へ施工時に搬出し、昼間に廃材処分場へ運搬処理するものとする。

(4) 検量

舗装取壊工処分費の検量は処分先の検量機によって検量検査を行うものとする。

なお、検量は計量表に押印した検量証明書を作成し、監督員へ提出するものとする。

(5) 数量の検測

舗装取壊工Aの数量の検測は設計数量（m²）で行うものとし、舗装取壊工処分費の数量の検測は、提出された検量証明書の実数量（t）のうち監督員が認めた数量とする。

(6) 支払

舗装取壊工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアスファルト舗装版の切断、路面切削、人力及び機械施工による取壊し、積込、廃材の仮置場への運搬処理、仮置き場での廃材の積込み及び廃材処理場への運搬処理、廃材処理（建設混合廃棄物の処分費は除く）に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

舗装取壊工処分費の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 t 当たりの契約

単価で行うものとする。この契約単価には、発生した建設混合廃棄物の処分費（運搬費は舗装取壊工Aで計上）に要する本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（２）	舗装取壊工	
	A	m ²
	処分費	t

2 4 - 4 交通管理施設工

2 4 - 4 - 1 路面標示工

（１）種別

共通仕様書 1 6 - 4 - 2 「種別」に下記を追加するものとする。

単価表の項目	路面標示 の塗色	区分内容
路面標示 J I S 規格型 A 1 - 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅 15 cm を施工するものをいう。（道央自動車道 上下線（登別室蘭 I C ～新千歳空港 I C）及び日高自動車道 上下線（苫小牧東 I C ～沼ノ端西 I C））
路面標示 J I S 規格型 A 1 - 2		レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅 15 cm を施工するものをいう。（道央自動車道 下り線（新千歳空港 I C ～札幌南 I C））
路面標示 J I S 規格型 B 1 - 1		レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅 20 cm を施工するものをいう。（道央自動車道 上下線（登別室蘭 I C ～新千歳空港 I C）及び日高自動車道 上下線（苫小牧東 I C ～沼ノ端西 I C））
路面標示 J I S 規格型 B 1 - 2		レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線及びランプに標示幅 20 cm を施工するものをいう。（道央自動車道 上り線（千歳 I C オフランプ）、道央自動車道 下り線（新千歳空港 I C ～札幌南 I C）、及び道東自動車道 上下線（千歳恵庭 J C T ～夕張 I C））
路面標示 J I S 規格型 C 1 - 1		レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線にノーズ標示を施工するものをいう。（道央自動車道 上下線（登別室蘭 I C ～新千歳空港 I C）及び日高自動車道 上下線（苫小牧東 I C ～沼ノ端西 I C））

単価表の項目	路面標示 の塗色	区分内容
路面標示 J I S 規格型 C 1 - 2	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線及びランプに導流標示、ノーズ標示、矢印標示等を施工するものをいう。 (道央自動車道 下り線(新千歳空港 I C ~ 札幌南 I C、千歳 I C 上り線オフランプ) 及び道東自動車道 上下線(千歳恵庭 J C T ~ 夕張 I C))

(2) 数量の検測

共通仕様書 1 6 - 4 - 5 「数量の検測」を下記のとおり変更するものとする。

路面標示工の数量の検測は、設計数量 (m 又は m²) で行うものとする。

走行及び追越車線の施工がある箇所については、中央破線は二次施工側で検測するものとし、一次施工分は別途検測しない。ただし、一次施工分の中央破線の施工費用については、関連する単価項目に含むものとする。

(3) 支払

共通仕様書 1 6 - 4 - 6 「支払」に下記を追加するものとする。

単価表の項目	検測の単位
1 6 - (7) 路面標示工	
路面標示 J I S 規格型 A 1 - 1	m
路面標示 J I S 規格型 A 1 - 2	m
路面標示 J I S 規格型 B 1 - 1	m
路面標示 J I S 規格型 B 1 - 2	m
路面標示 J I S 規格型 C 1 - 1	m ²
路面標示 J I S 規格型 C 1 - 2	m ²

2 4 - 5 構造物保全工

2 4 - 5 - 1 伸縮装置取替

(1) 種別

共通仕様書 1 7 - 3 - 2 「伸縮装置取替の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	構造、材料及び施工区分	施工箇所
E (S = 2 0 mm) A	既設製品ジョイントを撤去し、金属を主とした二次止水構造を有する製品ジョイントを設置するもの 既設コンクリート部等の撤去は打撃工法を用いて行うものとする	長都川橋 上り線 P 8 (道央自動車道 千歳 I C ~ 千歳恵庭 J C T)
E (S = 2 0 mm) B		長都川橋 下り線 P 7 (道央自動車道 千歳 I C ~ 千歳恵庭 J C T)

単価表の項目	構造、材料及び施工区分	施工箇所
E (S = 40mm) A	既設製品ジョイントを撤去し、金属を主とした二次止水構造を有する製品ジョイントを設置するもの 既設コンクリート部等の撤去は打撃工法を用いて行うものとする	長都川橋 上り線 P 7 (道央自動車道 千歳 I C ~ 千歳恵庭 J C T)
E (S = 40mm) B		長都川橋 下り線 P 6 (道央自動車道 千歳 I C ~ 千歳恵庭 J C T)

(2) 施工

伸縮装置取替に伴い、施工目地部が轍部とならない計画を立案し、事前に監督員へ確認を得るものとする。

道央自動車道下り線の施工において、既設伸縮装置の撤去の際に発生するコンクリート塊については、本特記仕様書 6-1-1 「仮置場の位置」に示す仮置場へ施工時に搬出し、昼間に廃材処分場へ運搬処理するものとする。仮置はごみ等有害物が混入しないよう管理するものとする。

また、伸縮装置の取替範囲は地覆部を含まないものとするが、調査結果により地覆部の施工を追加する場合がある。

既設コンクリート部等の撤去数量が大幅に増加する場合等や既設コンクリート床版の損傷が著しく、既設コンクリート床版の補修が必要な場合の費用及び施工日数については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

なお、二次止水の流末処理方法については、監督員と協議して定めるものとする。

(3) 支払

共通仕様書 17-3-6 「支払」に下記を追加するものとする。

伸縮装置取替 E (S = 20mm、40mm) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、打撃工法によるはつり処理、既設伸縮装置の撤去、既設伸縮装置に付着した止水材等不純物の除去、廃材の仮置場への運搬処理、廃材の積込み及び廃材処理場への運搬処理（ただし既設伸縮装置本体を除く）、新設する伸縮装置の製作、運搬、据付け、超速硬コンクリートの打設等、伸縮装置の取替に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17- (1)	伸縮装置取替	
	E (S = 20mm) A	m
	E (S = 20mm) B	m
	E (S = 40mm) A	m
	E (S = 40mm) B	m

2 4－5－2 床版上面の断面修復工

(1) 種別

床版上面の断面修復工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	設計図書及び監督員の指示に従って、除去した箇所及び床版防水工施工に支障となる箇所の断面修復を行うもの

(2) 施工

共通仕様書 1 7－1 0－5 (3) 「施工」に下記のとおり変更する。

床版上面の断面修復工 A の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ－4－2－6 「施工」によるものとする。施工管理試験については構造物施工管理要領Ⅲ－4－2－7 「施工管理試験」によるものとする。

また、コンクリート除去工において露出した鉄筋は、構造物施工管理要領の規定に従い適切に処理するものとする。

(3) 検査及び記録

床版上面の断面修復工 A の検査については、断面修復後、監督員による打音及び目視検査を行うものとする。記録については、構造物の適切な維持管理を行うために、コンクリート除去工を行った箇所の鉄筋防錆方法、施工方法、断面修復の材料・工法等の鉄筋防錆・断面修復の一連の結果を施工終了後速やかに提出するものとする。

(4) 数量の検測

共通仕様書 1 7－1 0－5 (4) 「数量の検測」に下記を追加するものとする。

床版上面の断面修復工 A の数量の検測は、監督員が認めた仕上がり数量 (L) で行うものとする。

(5) 支払

共通仕様書 1 7－1 0－5 (5) 「支払」に下記を追加するものとする。

床版上面の断面修復工 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 L 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損箇所の鉄筋防錆・打継接着剤の塗布、左官工法による断面修復等床版上面の断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
1 7－(3 3) 床版上面の断面修復工	
A	L

2 4－5－3 コンクリート除去工

(1) 定義

コンクリート除去工とは、床版防水を施工する橋梁部において、既設舗装切削後に床版上面の変状部分及び脆弱部を除去し、処分することをいう。

(2) 種別

コンクリート除去工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	設計図書及び監督員の指示に従って、ウォータージェット工法により床版上面の脆弱部を除去し、除去した部分の整形を行うもの
処分費	コンクリート除去工で発生した、コンクリート塊の処分費用

(3) 打音、目視検査及び調査

コンクリート除去工の設計数量は、非破壊検査結果によるものであり、既設舗装撤去後、監督員による打音及び目視点検により、除去数量を定めるものとする。受注者は、監督員による検査時はこれに協力するものとする。

なお、受注者は既設舗装撤去後、事前調査として損傷部の状況・範囲確認及び写真撮影等実施するものとする。

(4) 施工

コンクリート除去工は、構造物施工管理要領Ⅲ－３－１－２「はつり処理」（２）「要求性能」１）及び２）を満足しなければならないものとする。なお、はつりにあたり構造物毎に施工初日に実地で試験施工を行い、水圧及びはつり領域を監督員と確認し施工を行うものとする。試験施工で決定した水圧及びはつり領域で施工後に監督員による打音検査で脆弱部が確認され、追加施工の指示の際はこれに従うものとする。

(5) 検量

コンクリート除去工処分費の検量は処分先の検量機によって検量検査を行うものとする。

なお、検量は計量表に押印した検量証明書を作成し、監督員へ提出するものとする。

(6) 数量の検測

コンクリート除去工Aの数量の検測は、監督員が認めた仕上がり数量（L）、コンクリート除去工処分費の数量の検測は、提出された検量証明書の実数量（t）で行うものとする。

(7) 支払

コンクリート除去工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う清水の調達、ウォータージェット工法によるはつり処理、はつり作業により発生した汚濁水の回収、汚濁水処理施設へ運搬等のコンクリート除去工Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用（本特記仕様書17-2「建設副産物の活用等に要する費用」に示す汚濁水処理施設での建設汚泥の回収、運搬、処理に要する費用を除く）で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

コンクリート除去工処分費の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、除去したコンクリート塊の積込、運搬及び処分費用等コンクリート除去工処分費に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（３）	コンクリート除去工	
	A	L
	処分費	t

2 4－6 雑工

2 4－6－1 縁石工

（１）種別

縁石工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
アスファルト縁石 A	橋梁地覆部に設置するアスファルト縁石

（２）材料及び施工

縁石工の材料及び施工は共通仕様書 1 8－6－2 「アスファルト縁石工」の各項によるものとする。

（３）支払

共通仕様書 1 8－6－5 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 8－（４）	縁石工	
	アスファルト縁石 A	m

2 4－6－2 撤去工

（１）定義

撤去工とは目的物を施工するため、既設構造物の撤去を行うものをいう。

（２）種別

撤去工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	発生材の処理方法
コンクリート縁石	橋梁地覆部のコンクリート縁石を撤去し処分するもの。	本特記仕様書 1 7－1 「建設副産物の活用等」に基づき処分（再資源化）

（３）施工

撤去工の施工は、撤去物周囲の既設構造物等に損傷を与えないように慎重に行うものとする。

また、撤去にあたってはその周囲に飛散し、他への影響を与えないように施工しなければならない。

（４）数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(5) 支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設縁石工の背面の切断、本体の撤去、積込み、再資源化施設までの運搬、処分等撤去工の施工に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	撤去工 コンクリート縁石	m

24-6-3 開口部設置工

(1) 定義

開口部設置工とは、夜間通行止め内で工事着手前に既設ワイヤロープを取外し、工事用車両が通行できるように開口部を設け、工事完了後ワイヤロープを再設置するものをいう。

(2) 種別

開口部設置工の種別は、下記に示すとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
A	道東自動車道通行止め内で舗装補修に伴い工事着手前に開口部を設けるもので、既設ワイヤロープのターンバックル（接続部）等を取り外し、工事完了後再設置し、緊張するもの。

(3) 施工

ワイヤロープターンバックル等取外し時は損傷を与えることのないよう撤去するものとする。再緊張のワイヤロープの張力はターンバックル付近で実施し、下表に示す規格以上でなければならないものとする。なお、緊張の確認は原則監督員立会のもと実施するものとする。なお、他工事との調整及び施工箇所変更等があった場合は、開口部設置工の場所を変更、追加するものとする。監督員から開口部設置工の変更及び追加指示があった場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

気温（℃）	5	10	15	20	25	30	備考
管理張力（KN）	15	13	12	10	8	7	—

(4) 数量の検測

開口部設置工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量（箇所）で行うものとする。

(5) 支払

開口部設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設ワイヤロープターンバックル等の取外し、撤去材の養生、再設置および緊張等の開口部設置工の施工に要する・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

特一（５）

単価表の項目

開口部設置工

A

検測の単位

箇所

24-7 交通規制工

24-7-1 交通規制工

（１）種別

共通仕様書 19-3-2 「種別」に下記を追加する。

単価表の項目	内 容
車線規制 A 車線規制 B 車線規制 C	主にアスファルト舗装改良工、伸縮装置取替等を目的とした設計図及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。
車線規制 D 1 車線規制 D 2 車線規制 D 3	主に事前調査を目的とした設計図及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。
連続車線規制 A	主に床版防水工に関連する工事を目的とした設計図及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制を、同一の規制帯で継続する規制で、昼夜連続で 10 日行うものをいう。
連続車線規制 B	主に床版防水工に関連する工事を目的とした設計図及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制を、同一の規制帯で継続する規制で、昼夜連続で 11 日行うものをいう。
ランプ閉鎖規制 A	設計図及び「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、事前に走行車線規制をランプ閉鎖開始 30 分前に設置完了し、22 時に道央自動車道 千歳 IC 上り線オフランプをランプ閉鎖へと切り替え、ランプ閉鎖を行うものをいう。

（２）交通規制

工事内容別の交通規制工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 主な工事内容	標準交通 規制時間※	交通保安要 員配置人数
車線規制 A	道央自動車道 上下線 （登別室蘭 IC～苫小牧 中央 IC）及び日高自動車 道	・ 舗装工 ・ 交通管理施設工	日の出～日没 （概ね 9 時間）	4 名
車線規制 B	道央自動車道 上り線 （新千歳空港 IC～札幌 南 IC）	・ 構造物保全工	12:00～22:30 （概ね 8 時間）	5 名

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 主な工事内容	標準交通 規制時間※	交通保安要 員配置人数
車線規制C	道央自動車道 下り線 (新千歳空港 I C～札幌 南 I C)	・舗装工 ・交通管理施設工	20:00～翌 7:30 (概ね 9 時間)	5 名
		・構造物保全工	20:00～翌 6:30 (概ね 8 時間)	
車線規制D 1	道央自動車道 上下線 (登別室蘭 I C～苫小牧 中央 I C) 及び日高自動 車道	事前調査 (舗装工)	日出～日没	4 名
車線規制D 2	道央自動車道 上り線 (新千歳空港 I C～札幌 南 I C)	事前調査 (構造物保全工)	12:00～22:30	5 名
車線規制D 3	道央自動車道 下り線 (新千歳空港 I C～札幌 南 I C)	事前調査 (舗装工及び構造物 保全工)	20:00～翌 7:30	
連続車線規制A	道央自動車道 登別東 I C～白老 I C	・舗装工 ・交通管理施設工	開始日 8:00 ～最終日 17:00	工事稼働時 4 名
連続車線規制B		・構造物保全工 ・雑工		工事不稼働時 2 名
ランプ閉鎖規制 A	千歳 I C 上り線オフランプ	・舗装工 ・交通管理施設工	閉鎖約 90 分前 ～翌 6:00 (概ね 5.5 時間)	5 名

※標準交通規制時間の（ ）内の時間は、最大施工可能時間を示す。

- ①上表の標準交通規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ②複数班による勤務形態及び休憩時間における交代要員の費用については、交通規制工に含むものとする。
- ③車線規制D 1～3 については、標準交通規制時間の内事前調査に必要な時間とする。
- ④交通規制工に含まれる交通監視員の役割は、設計図によるものとし、切削作業と舗設作業がラップする場合は、作業箇所毎に工事用車両の出入口の交通監視及び施工箇所の交通監視を配置するものとする。
- ⑤交通規制可能時間最大時間は、本特記仕様書 8－6（1）「本線部の規制」に示すとおりとするが、本工事の交通規制の時間については、上表に示すとおりとする。ランプ閉鎖時間は、本特記仕様書 8－6（2）「通行止め等の規制」に示すとおりとし、ランプ閉鎖規制 A はランプ閉鎖開始時間 30 分前に閉鎖準備体制が完了するよう計画するものとする。閉鎖準備体制とは、設計図に示す交通規制の形状で、監督員からランプ閉鎖実施合図を受け、速やかに閉鎖できる体制をいう。ランプ閉鎖の開始時間は、土木工事積算基準に示す交通規制設置時間により算出した時間でランプ閉鎖の 30 分前に閉鎖準備体制が完了する計画としているが、この時間は土木工事積算基準

に記載されている作業時間で算出し、定めた時間であり、受注者が上表に記載した時間と異なる計画であっても、原則単価変更を行わないものとする。

ただし、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となり別途監督員から指示がある場合については、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

⑥車線規制B、C、D2及びD3については、交通規制実施にあたり、テーパー設置前に交通量計測を実施する。交通量計測とは、受注者が現地にて交通量の計測を行うもので、計測については5分間交通量110台以下であることを3回連続確認できた後、監督員へ報告し、開始指示を受けてからテーパー設置を開始するものとする。

ただし、重交通量により前述条件をクリア出来ず、規制設置開始時間が大幅に変更になり、別途監督員から指示がある場合については、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(3) 交通規制の開始の延期及び解除

交通規制により著しい渋滞若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員より交通規制の開始の延期または交通規制の解除指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、渋滞等発生後、工程上交通規制の解除が困難な場合は、その措置について監督員と協議し対策を講ずるものとし、対策に要した費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(4) 交通規制種別の変更

道路交通法第80条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(5) 交通規制工実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書を翌月10日までに監督員に提出するものとする。

(6) 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加するものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
19-(1)	交通規制工	
	車線規制A	回
	車線規制B	回
	車線規制C	回
	車線規制D1	回
	車線規制D2	回
	車線規制D3	回
	連続車線規制A	回
	連続車線規制B	回
	ランプ閉鎖規制A	回

24-7-2 交通保安要員

(1) 交通保安要員の配置

共通仕様書 19-4-2「種別」に規定する交通保安要員の配置場所、配置人数、配置時間及び期間は下表のとおりとし、必要とする期間中、交通保安要員を配置しなければならない。なお、関連機関等との協議により、設計図書に変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

単価表の項目	配置箇所	監視内容	配置人数	配置時間
交通誘導警備員 B 1	道東自動車道 夜間通行止め規制時	工事区間片側交互通行箇所の 車両誘導	2 名	片側交互通行 実施時間内
	夜間通行止め内施工 箇所	舗装改良 切削作業	1 名	切削作業時
		舗装改良 舗設作業	1 名	舗設作業時
交通誘導警備員 B 2	輪厚 P A（下り線） 歩道改良箇所	工事車両の誘導	2 名 (※)	輪厚 P A 歩道 改良作業時

※輪厚 P A 歩道改良施工については、作業の休憩時間及び休工時における交通保安要員の配置は原則不要とする。

切削作業と舗設作業がラップする場合は、各々施工箇所に 1 名配置するものとする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

輪厚 P A 歩道改良については、機械作業、工事箇所への出入時の誘導を行うための配置を基本とするが、材料搬入又は利用者への誘導が必要と判断された場合については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員計画について

受注者は、交通保安業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置しなければならない。

(3) 交通保安要員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書 19-4-3「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。提出する報告書に計上する人数の根拠として、受注者が押印等の確認を行った伝票等を監督員が提示を求めた場合は、伝票等の写しを監督員へ提出するものとする。

(4) 支払

共通仕様書 19-4-5「支払」に下記を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
19-（2）	交通保安要員	
	交通誘導警備員 B 1	人・日
	交通誘導警備員 B 2	人・日

2 5. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章総則「表1－3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
舗装修繕工事機械現場内移動費 A	高速道路上で行う切削オーバーレイ工における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。
舗装修繕工事機械現場内移動費 B	輪厚 P A で行う歩道改良施工における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。
はく離抵抗試験費 A	アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法 2 4 4）に要する費用をいう。
レベリング層厚さ調査費	橋梁レベリング層用混合物の骨材最大粒径を決定するため、供試体採取により既設橋面舗装厚さを調査する費用をいう。 ただし、調査に要する交通規制工及び交通保安要員の配置費用については、別途計上するものとする。

2 6. 熱中症予防に係る対策費用について

2 6－1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 6－2 対象品目及び対象期間

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、表－1 に示す対象品目一覧表の内から必要に応じ実施するものとする。実施する場合は、事前に熱中症対策を記載した計画書を監督員へ提出し、実施後に熱中症対策実施報告書を作成、監督員へ提出し、費用については監督員と別途協議するものとする。なお、各品目における光熱水費や燃料費は除く。

熱中症対策の対象期間は、原則、令和9年5月1日～令和9年9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品 目	備 考
機械・施設類 (リース品)	遮光ネット	リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。
	大型扇風機	
	送風機	
	製氷機	
	給水器	
	冷蔵庫	
	日除けテント	
	ミストファン	
	スポットクーラー	

項目	品 目	備 考
機械・施設類 (リース品)	現場休憩所のエアコン	—
	休息車の配置	リース品のみを対象とする。 連絡車との併用は不可。
	上記の他、受注者及び監督員間で協議 し定めたもの	—

2 6－3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書（様式－11）、実施状況が確認できる資料、及び支払実績が確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

2 7. クマ対策に係る費用

2 7－1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要する費用をいう。

2 7－2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたものの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 7－3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策を実施する場合は、事前に計画書を監督員へ提出するものとし、作業完了後にクマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

また、本特記仕様書 2 7－2 「対象品目」に記載の品目以外の対策を実施する場合については、計画書に明記するものとする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

28. 快適トイレ

28-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

28-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5 kg以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サンタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900 mm以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

28-3 快適トイレの費用の取扱い

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、28-2「仕様」の内容を満たすことを示す書類を監督員に提出し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。

設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。

最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払いは行わない。

29. 補足事項

29-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す作業については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更又は追加する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (1) 路面性状調査及び現地調査結果により、舗装補修範囲を変更及び追加する場合がある。
- (2) 舗装に関する特定更新等として、開削等の調査を追加する場合がある。
- (3) 輪厚 P A（下り線）歩道改良において、下記を変更及び追加する場合がある。
 - ・歩道部ロードヒーティングに関する事前調査後の追加
 - ・インターロッキングブロック舗装施工にあたり、路盤等の不足分の追加
 - ・その他、歩道改良に関する工種等の追加
- (4) コンクリート除去工の設計数量については非破壊調査により算出していることから、既設舗装撤去後に監督員の打音検査等により、コンクリート除去工及び床版上面の断面修復工の数量を変更する場合がある。
- (5) ランプ閉鎖規制時の広報対策について追加をする場合がある。
- (6) 伸縮装置取替において、既設コンクリート床版部の損傷が著しい場合に、既設コンクリート床版部の補修を追加する場合がある。
- (7) 伸縮装置取替において、既設伸縮装置の売却処分を追加する場合がある。
- (8) 既設橋面舗装厚さ調査結果により、橋梁レベリング層用混合物の骨材最大粒径について変更する場合がある。
- (9) 関係機関との協議に伴う交通規制工の日時、規制方法の変更をする場合がある。

29-2 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-5 1-2「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力完了後、「工事記録情報完了届」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問い合わせ先は別途監督員より通知する。

29-3 車両制限令を超える車両の運行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1-6 1「交通安全管理」における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を

監督員に提出するものとする。

29-4 緊急時の協力業務

本工事期間中に北広島管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

29-5 間接工事費の変更

29-5-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係わるものに限る）

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と判断した場合、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

29-5-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

29-5-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-5）を作成し、監督員へ提出するものとする。なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

29-5-4 間接工事費の増加費用の協議

- （1）受注者は、最終契約変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式-6）〔変更間接工事費計画書（様式-6（別添））及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （2）発注者は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議する。
- （3）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式-7）を監督員に提出し協議するものとする。
- （4）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により、受注者は同意書（様式-8）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から2

8日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

29-5-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。

29-5-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (1) 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-5）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-5）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- (4) なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

29-5-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

29-5-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

29-6 社会情勢の変化に伴う費用の協議

29-6-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

2 9－6－2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、2 9－6－1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第2 6条に基づき発注者に協議するものとする。

2 9－6－3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第2 2条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

2 9－7 補修箇所の変更及び追加の取り扱い

監督員が補修箇所の変更及び追加を指示した場合、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 9－8 設計変更ガイドライン

工事の変更等においては、東日本高速道路㈱が制定・公表している「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」（当社ホームページに掲載）

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf を参照のこと。

文書番号
年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（事務所長） 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

（本契約等）第○条第○項の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けて
いただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所 等）
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. その他
7. 添付書類

○本契約等の契約書等写し

以 上

工 程 表

工事名)

契約番号

受注者

工事区間
自)

至)

工 期
自) 令和 年 月 日

至) 令和 年 月 日

(日間)

先月まで

今月分

(最上に計画出来高%)

(最下に実施出来高%)

項目	数量	単位	令和○年度												令和△年度												摘要
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
																										100%	
																										90%	
																										80%	
																										70%	
																										60%	
																										50%	
																										40%	
																										30%	
																										20%	
																										10%	
																										0%	
全 体																											

延べ労働時間(月毎) 単位:h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

冬季休止期間 ○月○日から○月○日

令和 年 月分工事工程報告

(工事名)

受 注 者
現 場 代 理 人
契 約 金 額

工期 自) 令和 年 月 日 (日間
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額 (円)	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前月迄 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
全 体							

第
令和 年 月 号
日

残 存 物 件 調 書

1. 工 事 名

2. 工事等場所

3. 発生年月日

4. 発生原因

5. 品名及び数量

品 名	材質（規格等）	概算数量 (数・本・kg・m)	摘 要
合 計			

以上のとおり報告します。

監督員

殿

受注者

現場代理人

1. 発生年月日を記入する。
2. 原因別に一葉ずつ作成する。
3. 写真を添付する。

令和 年 月 日

監督員 殿

受注者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げによる地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

監督員

殿

令和 年 月 日

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用に関する協議書

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期	自)	令和	年	月	日
	至)	令和	年	月	日
2) 変更工期	自)	令和	年	月	日
	至)	令和	年	月	日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(間接工事費の増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

（工事名）

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げによする地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員 殿

令和 年 月 日

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用見積書

(工事名) _____

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、
下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費の増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費の増加費用
については同意致します。

以 上

監督員 殿

年 月 日

受注者
現場代理人

熱中症対策実施報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「熱中症予防に係る対策費用」に基づき下記のとおり提出します。

記

【熱中症対策実施報告書】

項目	実施品目名称	単価	実施数量	実施期間	備考
機械・施設類 (リース品)					

(注)実施状況が確認できる資料及び支払実績が確認できる資料を添付すること

以 上

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（1）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（2）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（3）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（4）較正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の較正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（5）較正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（6）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および較正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平坦性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名) _____

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名
製造会社名) ○○
機種型式) ○○
製造番号) ○○
2. 添付書類
・ 製造会社の校正試験結果および性能確認結果（写） 各 1 部

以上

様式－2

試験法－付属書 001

路面プロファイラの性能確認方法

製造会社名 機種型式 製造番号

測定年月日 測定者 舗装種別

IRI精度評価値		試験プロファイル												平均
		往路						復路						
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
基準プロファイル (移植性性能値)	水準													
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目												
		2回目												
		3回目												
		4回目												
		5回目												
		6回目												
	復路	1回目												
		2回目												
		3回目												
		4回目												
		5回目												
		6回目												

プロファイラ性能評価値		試験プロファイル												平均
		往路						復路						
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
基準プロファイル (移植性性能値)	水準													
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目												
		2回目												
		3回目												
		4回目												
		5回目												
		6回目												
	復路	1回目												
		2回目												
		3回目												
		4回目												
		5回目												
		6回目												

距離測定精度		延長	距離測定		精度 (%) 各回	
			誤差量 各回	誤差率 (%) 各回		
基準長						
測定長	往路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	復路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	全回平均					

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
プロファイラ性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
距離測定精度	=	1	—	距離測定誤差
	=		—	
	=			

様式－2（記入例）

試験法－付属書 001		路面プロファイルの性能確認方法			
製造会社名	〇〇〇.....	機種型式	〇〇〇.....	製造番号	〇〇〇.....
測定年月日	〇〇〇.....	測定者	〇〇〇.....	舗装種別	〇〇〇.....

IRI精度評価値														プロファイル性能評価値																																					
		試験プロファイル												平均			試験プロファイル												平均																						
		往路						復路									往路						復路																												
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目				1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目																													
基準プロファイル (移植性性能値)	水準	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982	基準プロファイル (移植性性能値)	水準	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962																						
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目		0.990	0.980	1.000	0.990	0.970							0.988	往路	1回目		0.970	0.960	0.980	0.970	0.951							0.968																					
		2回目			0.990	0.990	1.000	0.990									2回目			0.970	0.970	0.980	0.970																												
		3回目				0.980	0.990	0.990									3回目				0.960	0.970	0.970																												
		4回目					0.990	0.980									4回目					0.970	0.960																												
		5回目						0.990									5回目					0.970																													
		6回目															6回目						0.970																												
	復路	1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970		試験プロファイル (反復性性能値)	復路	1回目								0.970	0.960	0.980	0.970		0.951																				
		2回目									0.990	0.990	1.000	0.990				2回目								0.970	0.970	0.980	0.970																						
		3回目											0.980	0.990				0.990	3回目								0.960	0.970	0.970																						
		4回目												0.990				0.980	4回目									0.970	0.960																						
		5回目																0.990	5回目									0.960	0.970																						
		6回目																	6回目										0.960																						
距離測定精度						距離測定								IRI精度評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値																																					
						延長								誤差量 各回								誤差率 (%) 各回								精度 (%) 各回								= 0.982 × 0.988													
基準長						240.000																																= 0.970 (97.0%)													
測定長	往路	1回目	240.212				0.212				0.09%				99.91%				プロファイル性能評価値	往路	1回目	240.212				0.212				0.09%				99.91%				距離測定精度 = 1 - 0.06%													
		2回目	240.488				0.488				0.20%				99.80%						2回目	240.488				0.488				0.20%				99.80%																	
		3回目	240.439				0.439				0.18%				99.82%						3回目	240.439				0.439				0.18%				99.82%																	
		4回目	239.769				-0.231				-0.10%				100.10%						4回目	239.769				-0.231				-0.10%				100.10%																	
		5回目	240.223				0.223				0.09%				99.91%						5回目	240.223				0.223				0.09%				99.91%																	
		6回目	240.250				0.250				0.10%				99.90%						6回目	240.250				0.250				0.10%				99.90%																	
	復路	1回目	240.512				0.512				0.21%				99.79%					距離測定精度 = 1 - 0.06%	復路	1回目	240.512				0.512				0.21%				99.79%																
		2回目	239.789				-0.211				-0.09%				100.09%							2回目	239.789				-0.211				-0.09%				100.09%																
		3回目	240.334				0.334				0.14%				99.86%							3回目	240.334				0.334				0.14%				99.86%																
		4回目	239.224				-0.776				-0.32%				100.32%							4回目	239.224				-0.776				-0.32%				100.32%																
		5回目	240.195				0.195				0.08%				99.92%							5回目	240.195				0.195				0.08%				99.92%																
		6回目	240.223				0.223				0.09%				99.91%							6回目	240.223				0.223				0.09%				99.91%																
全回平均														0.06%								99.94%																													

令和 年 月 日

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名）_____

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他 上記1～3以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり 【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

（注1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注3）Kcube2 による提出とする。